

## 第3章 計画段階配慮事項の選定

### 3-1 位置等に関する複数案

事業特性、地域特性及び環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）に基づき、本事業における複数案について検討した。

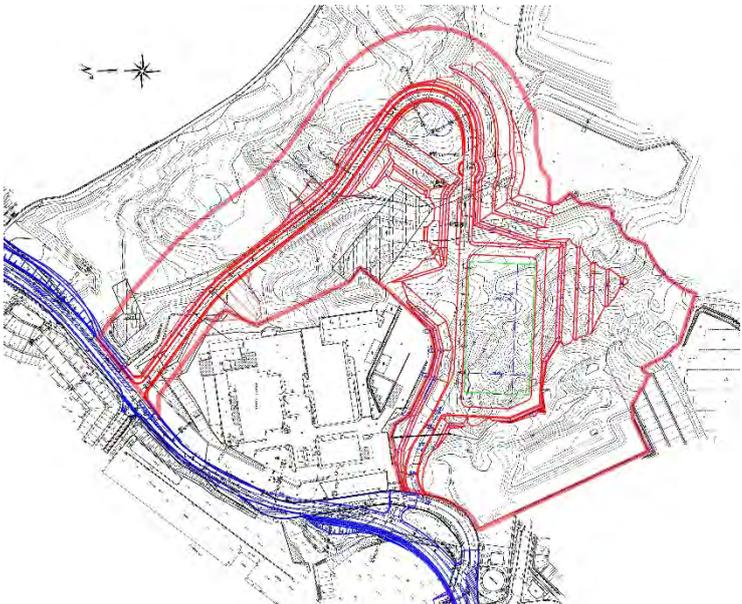
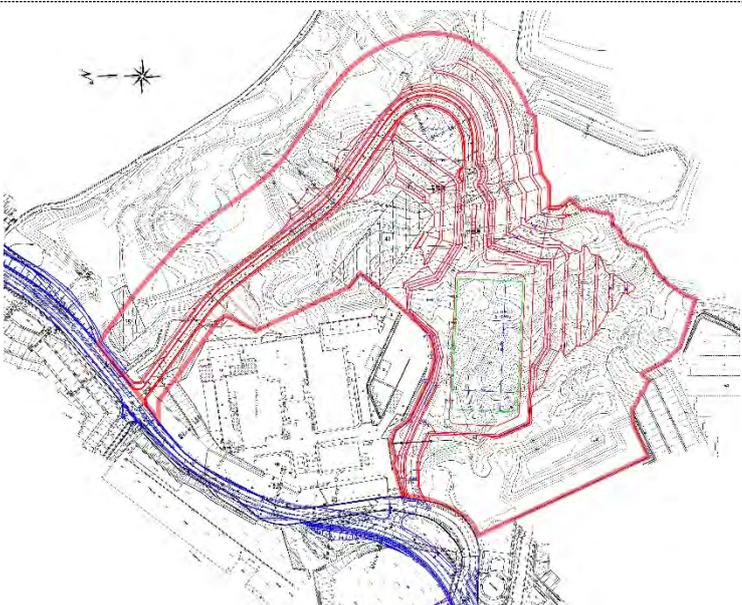
本事業の事業実施想定区域は、「1-3-2 第一種事業の内容」に示したとおり、地理的状況及び現有施設の稼働状況を踏まえて決定されている。本検討に当たっては、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、現在稼働している穂谷川清掃工場第3プラント及び甘南備園焼却施設の老朽化が進んでおり、日々発生する廃棄物を効率的・効果的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しないこととする。

### 3-1-1 施設等の配置

施設等の配置について、表 3-1.1の複数案を設定する。

表 3-1.1 複数案の設定（施設等の配置）

	形状	概要
X案	<p>・造成箇所の計画地盤高を120mとする案</p> 	<p>造成規模の縮小に留意した案である。</p>
Y案	<p>・造成箇所の計画地盤高を115mとする案</p> 	<p>幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意した案である。</p>

### 3-1-2 工作物の構造

新施設に設置される煙突高さについて、表 3-1.2の複数案を設定する。

表 3-1.2 複数案の設定（工作物の構造）

	煙突高さ	概要
A案	100m	近隣の枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ案である。
B案	59m	全国的に採用実績の多い案である。

### 3-2 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用時において想定される事業活動の内容を抽出したうえで、複数案毎の影響の程度について検討を行った。

その結果は表 3-2.1に示すとおりである。

表 3-2.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況地形の整地及び国道307号との接続道路の設置に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。</li> <li>・ 造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）が発生する。</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成工事、接続道路設置工事、工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。</li> </ul>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用の資材及び機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。</li> </ul>
	雨水の排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況地形の整地及び国道307号との接続道路の設置に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生があり、降雨時に下流河川に濁水が流出する可能性がある。</li> </ul>
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに工作物が出現する。</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ焼却施設が稼働する。</li> </ul>
	施設関係車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ焼却施設への施設利用車両の運行がある。</li> </ul>
	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。</li> </ul>

### 3-3 計画段階配慮事項の選定

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針において、第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、影響要因（事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因）が環境要素（影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境を構成する要素）に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行うとされている。

本事業における計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定する方針とした。事業特性及び地域特性を勘案して選定した計画段階配慮事項の項目及びその選定・非選定理由は表 3-3.1(1)～(4)に示すとおりである。なお、計画段階配慮事項の検討に当たっては、環境影響を受ける範囲に枚方市域も含まれることから、環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（平成11年大阪府告示第555号）及び枚方市環境影響評価等技術指針（平成28年枚方市告示第180号）も参考に検討した。

工事の実施における計画段階配慮事項の項目として、施設等の配置に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時の大気質、騒音及び振動を選定した。また、土地又は工作物の存在及び供用における計画段階配慮事項として、工作物の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、施設の稼働時の大気質及び景観を選定した。

なお、その他の環境要素については、今後の環境影響評価手続を進める中で事業特性、地域特性及び本配慮書での検討結果を踏まえ、環境影響評価項目を選定（方法書段階）する予定である。

表 3-3.1(1) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働		施設関係車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	二酸化硫黄					○	<p>【工事の実施】事業実施想定区域内の造成工事及び接続道路の設置工事において、資材・残土等の運搬車両の走行が発生する。ルート沿道には保全対象住居等が存在していることから、運搬車両の運行に伴う大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）による影響が生じることが考えられ、これらの影響の程度は施設等の配置に関する複数案間で変化するため、計画段階配慮事項として選定する。</p> <p>なお、事業実施想定区域から最寄り民家等までは約700m離れており、建設機械の稼働に伴う影響及び造成等の工事による粉じんの影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>【存在及び供用】施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類及び有害物質等により、周辺環境に影響を及ぼすことが考えられ、これらの影響の程度は煙突高さの複数案間で変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。なお、施設関係車両の運行については、既存施設へのごみ収集・運搬のために現状で使用している国道307号を使用する計画であり、新たな重大な影響が生じるとは考えにくいことから選定しない。</p>	
		浮遊粒子状物質		○			○		
		一酸化炭素							
		窒素酸化物		○			○		
		ダイオキシン類					○		
		光化学オキシダント							
		ベンゼン							
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン							
		有害物質（塩化水素、水銀）							○
		浮遊粉じん							
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音レベル及び超低周波音レベル		○				<p>【工事の実施】事業実施想定区域内の造成工事及び接続道路の設置工事において、資材・残土等の運搬車両の走行が発生する。ルート沿道には保全対象住居等が存在していることから、運搬車両の運行に伴う騒音・振動による影響が生じることが考えられ、これらの影響の程度は施設等の配置に関する複数案間で変化するため、計画段階配慮事項として選定する。</p> <p>なお、事業実施想定区域端部から最寄り民家等までは約500m離れていること、また低公害型の建設機械の採用に努めることなどから、建設機械の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。</p>	
		振動	振動レベル		○				<p>【存在及び供用】施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m離れていること、また建屋内への機器の設置などの環境保全措置を講ずることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。なお、施設関係車両の運行については、既存施設へのごみ収集・運搬のために現状で使用している国道307号を使用する計画であり、新たな重大な影響が生じるとは考えにくいことから選定しない。</p>
		悪臭	悪臭						
							<p>【工事の実施】工事中に悪臭を発生させる要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>【存在及び供用】供用時には施設の稼働に伴う煙突排ガス及び施設からの漏洩による悪臭の発生が考えられるが、廃棄物はピット内に保管するとともに、ピット内の空気は燃焼室にて高温で燃焼することから、周辺環境への重大な影響は考えにくいいため、計画段階配慮事項として選定しない。</p>		

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(2) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分		環境要素の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在		施設関係車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水質汚濁					【工事の実施】造成工事等に伴い一時的に生じる裸地面からの濁水の発生が考えられるが、施設等の配置に係る複数案毎の改変面積はおおむね同程度であること、また適宜沈砂池等の濁水対策を図ることから、計画段階配慮事項として選定しない。	
			水の濁り（SS）					【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし余剰なものについてのみ下水道放流する計画であることから、環境への影響を低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。	
		水底の底質	底質汚染						【工事の実施】工事中に底質汚染を発生させる要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地下水の水質						【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし余剰なものについてのみ下水道放流する計画であることから、環境への影響を低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		地下水の水質及び水位	地下水の水質						【工事の実施】工事中に地下水の水質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地下水の水位						【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに下水道放流する計画であり、地下浸透させる計画はないことから、地下水の水質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象						【工事の実施】事業実施想定区域に重要な地形・地質及び自然現象は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
			地盤沈下						【存在及び供用】供用後に地形及び地質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		土壌	土壌汚染						【工事の実施】工事中に地盤沈下を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			土壌汚染						【存在及び供用】プラント用水、生活用水は基本的に上水を使用することから、地下水の水位に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		土壌	土壌汚染						【工事の実施】工事計画において土壌汚染の原因となる物質の排出は想定していない。また、区画外への土砂搬出に当たっては、事前調査により安全性の確認を行い、適切に対応することから環境への影響は低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			土壌汚染						【存在及び供用】供用時には排ガス中の有害物質の沈着による影響が想定されるが、現状において土壌中のダイオキシン濃度は環境基準を大きく下回っており、また施設の稼働時にも集塵機の設置等により排出ガスの影響を低減することから、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。



表 3-3.1(4) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在		施設関係車両の運行
環境要素の区分							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					【工事の実施】 工事の実施により建設廃棄物及び建設発生土等の発生が考えられるが、再利用、再生利用及び関係法令に基づく適正な処理・処分を行うことにより、重大な影響が生じることはないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		建設工事に伴う副産物（残土等）					【存在及び供用】 施設の稼働に伴って発生した焼却灰等の廃棄物については、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）					【工事の実施】 建設機械の稼働及び資材等の運搬車両の運行に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの発生が考えられるが、大気中温室効果ガス濃度を著しく上昇させる規模のものではなく、重大な環境影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		オゾン層破壊物質（フロン等）					【存在及び供用】 施設の供用に伴い温室効果ガスが発生するが、煙突高さの複数案間で温室効果ガスの発生量に差異はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
歴史的・文化的調査、予測及び環境の保全を旨とするべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観					【工事の実施】 事業実施想定区域に歴史的・文化的景観に係る眺望点等は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。  【存在及び供用】 供用後に歴史的・文化的景観に係る眺望点等に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地	文化財、天然記念物等					【工事の実施】 事業実施想定区域に文化財、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。  【存在及び供用】 供用後に文化財、埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

### 3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、地域特性及び事業特性を踏まえるとともに、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針に基づいて表 3-4.1(1)～(2)に示すとおり選定した。

表 3-4.1(1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質・騒音・振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>【調査項目】 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況、関係車両の走行ルートの状況</p> <p>【調査方法】 文献調査及び現地踏査による方法</p> <p>【手法の選定理由】 関係車両の走行ルート及びその周辺の住居等に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査による把握が可能なため。</p>	<p>【予測項目】 道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度</p> <p>【予測方法】 設定した複数案による掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数の程度を踏まえ、道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度について、定性的に予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 残土等運搬車両台数の程度から、道路沿道への大気質・騒音・振動に係る影響の程度の予測が可能なため。</p>	<p>【評価方法】 設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>
大気質	土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）	<p>【調査項目】 大気質の状況及び気象の状況</p> <p>【調査方法】 文献調査による方法</p> <p>【手法の選定理由】 調査地域の大気質及び気象に関する情報が既存資料中に存在するため。</p>	<p>【予測項目】 煙突排ガス中の二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等の年平均値</p> <p>【予測方法】 「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年12月、公害研究対策センター）に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度を概略予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 調査地域への大気質に係る影響の程度を定量的に予測できるため。</p>	<p>【評価方法】 設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行うほか、環境基準等との整合が図られているかを検討する。</p> <p>【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

表 3-4.1(2) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素の 区分	影響要因 の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）	<p>【調査項目】</p> <p>主要な眺望点及び景観資源の状況、主要な眺望景観の状況</p> <p>【調査方法】</p> <p>文献調査、現地踏査及び写真撮影による方法</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>調査地域の景観資源及び眺望点の状況に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査及び写真撮影による把握が可能なため。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>眺望景観の変化の程度</p> <p>【予測方法】</p> <p>眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>眺望景観の変化の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価項目】</p> <p>設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>